

令和4年5月25日

令和4年5月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月25日（水）午後1時30分から午後2時5分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

局長 それでは、ただいまより令和4年5月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、4番笠井委員、11番桑内委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は5番吉浦委員、8番藤井委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第23号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第23号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、石井町長より、令和4年5月2日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が29件、更新が19件、農地中間管理権の新規が2件、更新が0件で、合計50件、125筆、125,105㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、3番の利用権の設定を受ける者の利用権設定前の耕作面積が0.00㎡となっておりますが、この方は農地所有適格法人で就農しており、今後は利用権を設定する農地で独立して営農するとのこととあります。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号59については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号59、高原字桑島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第24号 受付番号59について説明いたします。

5月16日に矢部会長、山口委員、私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の規定による所有権移転の件で譲渡人に会い、内容の聞き取りと現地視察を行いました。

譲渡人は、後継者である息子さんに農地を一括贈与するため、所有権移転に係る許可申請を行っております。

申請農地は、高原字桑島に6筆、高川原字南島に3筆あり、譲渡人から境界、用水路等について説明を受け、現地確認をいたしました。

譲受人は、現在、会社員であります。兼業で両親とともに水稻、野菜栽培を行っております。

農業に必要な農機具がそろっており、石井町における農地の下限面積の要件をみたしております。

農業には、本人及び両親が年間200日程度従事しますので、許可相当と考えま

す。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号59について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号59は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については3件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号60から62については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。受付番号60、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5番 それでは、議案第25号、受付番号60について説明いたします。

5月16日に笠井委員、黒住委員と私で申請地に出向き、申請者の代理の方との立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記簿が田、現況が雑種地で、面積は67㎡で申請されております。

申請地の北側宅地に住宅を建設しておりますが、自宅の敷地に駐車場がないため、申請人の不注意によりまして、農地転用許可を受ける前に自宅南側の農地を駐車場に工事をしてしまったとのことでございます。

申請地の北側は宅地で、東側は水路、南側は貸人の農地で、西側は道路で側溝が通っております。周辺に迷惑をかけることはないと思われれます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されていることを確認しております。

駐車場の工事が完了しており、農地として復元することは困難と思われれます。

このことに対する始末書が添付されておりますので、ご審議のほど、よろしくお

願います。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号60の申請地は、令和4年1月に農用区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、借人が申請地北側に住宅を建設するにあたり、自家用車の駐車場が必要なために転用するものです。

申請地はすでに整地の上、コンクリート舗装がされています。

工事完了後の申請であるため、徳島県農林水産部農林水産政策課と協議いたしましたところ、正式に転用申請していれば許可できる案件であること、既に舗装がされ農地への復元が困難なことから、転用申請を受け付けるをえないとのことでした。駐車場への進入路は西側の町道です。

雨水は西側町道の側溝に流します。側溝の流末である用水に雨水が流れることについては、麻名用水土地改良区が承諾済みとのことでした。

南側は、貸人が耕作する畑ですが、特に影響はないとのことでした。

工事完了後の申請であるため、始末書が添付されています。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されています。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないものと考えております。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございますか。

(14番井内委員質問)

14番 これは、結局やったもの勝ちということになっているのですよね。農地をコンクリートで固めたから許可申請をしたということではないのですか。後で始末書さえ出せば許可されるということですか。

事務局 何でも許可を受け付けるということではありません。事前に申請しておれば許可できる案件であることが条件です。

14番 それでも結局は、農地をコンクリートで固めても許可申請すれば大丈夫というこ

とになるのではないのですか。

事務局 井内委員ご指摘のとおりでございます。
ですので、この案件を受け付けるべきか徳島県と何度も協議して、その結果として受け付けざるとえないと結論となったのです

14番 その結果が、やったもの勝ちという結論になるのですね。

事務局 はい、今回はそうなってしまいます。

14番 わかりました。

議長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号60について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号60は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号61について、高川原字高川原の担当であります13番加藤職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

13番 議案第25号受付番号61、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について説明いたします。

5月17日に大西委員、井内委員、私の3人で現地調査並びに聞き取りをいたしました。

申請人の代理人である行政書士と土地家屋調査士の2名に聞き取りをしております。

今回申請された土地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記簿が宅地、現況が畑、地積が登記簿290.90㎡、実測553.50㎡です。地目、実測地積については、後で事務局に説明していただきたいと思います。

申請地は、以前は宅地でしたが、現在は農地として耕作しております。登記地目は宅地のままです。

貸人、〇〇〇〇は、借人の祖父で土地の所有者です。

今回申請した理由として、借人夫婦は、申請地近くの祖父の家に居住しており、

将来的に住宅を新築する方が良いと思い計画を立て、なるべく現住所に近い申請地を建築場所に決めたそうです。

造成計画は、周囲に新設擁壁を設置するため、土砂の流出はないと思われます。

生活排水は、合併浄化槽を通じて麻名用水土地改良区の水路に放流するため、放流同意書が添付されています。

また、用水上に町道との出入り橋を取り付けるため、麻名用水土地改良区の土地使用に関する契約書が添付されております。

被害防除や事業計画に関しては、問題がないかと思われます。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号61の申請地は、登記地目が宅地であるため農用地区域になっておりませんでした。

現況地目は農地台帳に登録された畑で、現に耕作されております。

農地としての種別は、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま加藤職務代理が説明されたとおりです。

転用目的は、一般住宅です。

徳島県東部県土整備局吉野川庁舎建築指導担当者に確認したところ、現況が農地であっても登記地目が宅地であった場合は、周辺の状況から条例宅地として判定されるとのことです。

この場合は、農家住宅1000㎡、分家住宅450㎡の面積要件はありません。

転用理由は、借人夫婦が貸人である祖父の家に居住しており、現在の住所地に近い申請地に住宅を建設するためです。

登記地積は290.90㎡ですが、実測553.50㎡とのことでもあります。

土地家屋調査士が地積を計測した丈量図が添付されております。

申請地は国土調査が入っていません。

申請地の南側と東側は麻名用水土地改良区の土地で、境界が確認されており、この境界に擁壁が設置されます。

高川原〇〇〇番〇の墓地の登記名義人は、〇〇〇〇氏であります。貸人が相続人兼土地の管理者として境界を確認しております。

申請地の北側と西側は、法務局の地図に準ずる図面では、同地番の高川原〇〇〇番〇と表示されております。

このことについて、土地家屋調査士に問い合わせましたところ、原因は不明であるものの、現況は一体で耕作されており、周囲の土地は貸人の所有地であるとのことでした。

北側と西側、東側の一部は、土地家屋調査士が計りだした境界に擁壁を設置し、

不陸整地して2階建ての住宅を建築します。

資金については〇〇〇〇氏が無償で貸すとのことであり、資金計画にある金額の残高証明書及び陳述書が添付されております。

取水は、申請地の東にある町道を通る給水管から、南側町道に新設給水管を通して引き込みます。

排水は、浄化槽を通して麻名用水土地改良区の用水路に放流します。

麻名用水土地改良区の意見書、排水同意書が添付されております。

また、土地改良区の水路上に床板をかけて進入路とするため、土地改良施設他目的契約書の写しが添付されております。

開発申請が必要なため、開発行為許可申請書の写しが添付されております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号61について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号61は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号62について、浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

3番 議案第25号受付番号62、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について説明いたします。

5月16日に吉浦委員、笠井委員、私の3人申請者、代理人、施工業者に会い、聞き取り及び現地確認を行いました。

この申請地は、譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、国実〇〇〇番〇、登記簿が田、519㎡、第2種農地で有償移転となっております。

所有権移転となる土地の所有者には、農業経営者がおらず今後は耕作ができないとのことです。

また、申請地周辺には高層の建物が無く、太陽光発電に適しているとのことで

す。

転用計画の概要については、全面に防草シートを張り草が生えないようにし、付近の土地、作物への被害の可能性は特にないとのことですが、万一、被害が発生した場合は、申請者の責任で解決することになっております。

太陽光発電のため給排水はなく、雨水は地下浸透で対応するとのこと。

また、麻名用水土地改良区の農地転用に対する意見書を取得されています。

以上のことから受付番号62については、許可相当と思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号62の申請地は、令和2年3月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま黒住委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人に農業後継者がなく耕作できないため、また、申請地周辺に高層の建物がなく、太陽光発電に適しているため転用するものであります。

申請地は、境界の内側にフェンスを設置し、フェンスの内側に現地盤から15cmの高さまで再生砕石で造成し、防草シートを敷いて草が生えないようにします。

雨水は地下浸透になります。

周辺地域に被害、事故はないとのことではありますが、問題が生じた場合は、申請人が責任をもって解決する旨が申請書に記載されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号62について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号62は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、2件受理しました。
報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、4件受理しました。
報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年5月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。